

物品役務提供業者各位

物品・役務提供における暴力団員等による不当介入に対する
通報・報告制度について

公共工事から不良・不適格業者の排除に向けた取組を強化するために、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告制度を平成 26 年 3 月 3 日に施行したところですが、さらなる暴力団排除を推進する観点から物品調達及び役務提供に対しても通報・報告制度を導入します。

記

1. 導入内容

特記仕様書に次の規定を追加します。

「受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。」

2. 施行日

平成 26 年 7 月 1 日

(平成 26 年 7 月 1 日以降の入札公告又は指名通知の案件に適用する。)

3. その他

当該制度に違反し、不当介入があったにもかかわらず通報・報告を怠った場合は、七戸町建設業者等指名停止要領（契約違反）に基づく措置を行うことがあります。